## 熊本県インターネットプロバイダ連絡部会規約

#### (位置づけと名称)

第1条 本部会は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会の部会として設置するもので、名称を熊本県インターネットプロバイダ連絡部会(以下「部会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 部会は、部会員相互及び警察と緊密に連携し、各種情報交換や防犯意識の 普及高揚等諸対策の推進に努め、インターネット等情報ネットワークを利用した犯 罪の被害及びその拡大防止と違法・有害情報の排除を図るとともに、サイバー犯罪 の捜査に協力することにより、業界の健全な発展及びネットワーク社会における県 民生活の安全と平穏の確保に寄与することを目的とする。

# (活動)

- 第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を推進する。
  - (1) 部会員相互及び警察との連携強化と情報交換
  - (2) サイバー犯罪防止対策の推進
  - (3) サイバー犯罪防止のための啓発活動と防犯意識の普及高揚活動
  - (4) その他部会の目的を達成するために必要な事項

## (組織構成)

第4条 部会は、熊本県内においてインターネット・プロバイダを営む者で、部会の目的に賛同して入会した者をもって組織する。

- 2 部会員になろうとする者は、部会長の承認を受けなければならない。
- 3 部会を脱会するときは、その旨を部会長に届け出なければならない。

# (役員の選任等)

第5条 部会に次の役員を置く。

部会長 1名

- 副部会長 1名
- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

#### (役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

## (アドバイザー)

第7条 部会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、部会員の同意を得て部会長が委嘱し、会議等で意見を述べることができる。

#### (会議)

第8条 会議は、第2条の目的達成のため、必要の都度開催することとし、部会長がこれを召集する。

#### (事務局)

第9条 部会の事務局は、熊本ソフトウェア株式会社に置くものとする。

# (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、規約の変更及び部会の運営に必要な事項は、部会においてその都度これを協議する。

## 附則

- 1 本規約は、平成12年 7月25日から施行する。
- 2 部会の設立当初の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成14年3月 31日までとする。
- 3 平成26年12月15日 下記改訂
  - 目的 第2条
  - ·活動 第3条 2, 3項
- 4 平成28年12月15日 下記改訂
  - ・位置づけと名称 第1条
- 5. 平成29年11月21日 下記改訂
  - ・第一条 本部会は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会の 部会として設置するも・・・